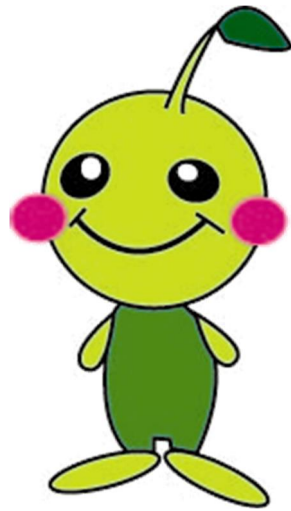


協働ガイドライン



2026年3月

越前市

目次

| | | |
|------|--------------------------|----|
| はじめに | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第1章 | 協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第1節 | 越前市の協働の背景・・・・・・・・ | 4 |
| 第2節 | 協働とはどのような活動なのか・・・・・・・・ | 5 |
| 第3節 | 協働の担い手・・・・・・・・ | 6 |
| 第4節 | 協働の意義・・・・・・・・ | 7 |
| 1. | 越前市自治基本条例の果たす役割 | |
| 2. | 地域自治振興事業の意義 | |
| 3. | 市民活動における意義 | |
| 第5節 | 期待される効果・・・・・・・・ | 9 |
| 1. | 市民満足度の向上 | |
| 2. | 市民自治の実現 | |
| 3. | 市民活動団体にとっての効果 | |
| 4. | 行政にとっての効果 | |
| 5. | 意識改革 | |
| 第2章 | 協働を進めるための基本原則・・・・・・・・ | 11 |
| 第1節 | 基本原則…7つの約束・・・・・・・・ | 11 |
| 第3章 | 協働のシステム・・・・・・・・ | 13 |
| 第1節 | 協働の環境づくり・・・・・・・・ | 15 |
| 1. | 土壌づくり（意識を変える） | |
| 2. | 協働の現状評価 | |
| 3. | 具体的方策 | |
| 第2節 | 協働のプロセス（手続き）・・・・・・・・ | 21 |
| 1. | 協働を進める手順 | |
| 2. | 協働のプロセスA | |
| 3. | 協働のプロセスB | |
| 第3節 | 協働の形態・・・・・・・・ | 27 |
| 第4節 | 協働事業の評価・・・・・・・・ | 30 |
| 第5節 | 財源・・・・・・・・ | 32 |
| 第6節 | 協働を推進する体制・・・・・・・・ | 33 |
| 1. | 協働推進本部（行政内組織）の設置 | |
| 2. | コーディネーター・中間支援組織の育成 | |

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 資料編 | (本文中に*がついている用語に関するものです) | 34 |
| 1. | 越前市自治基本条例 | 35 |
| 2. | 企画書 (例) | 40 |
| 3. | 検討チェックシート (例) | 41 |
| 4. | 評価シート (例) | 42 |
| 5. | 用語解説 | 43 |

表紙の絵はガイドラインのマスコット「協働たねまる」(通称：たねまる)です。
協働ガイドライン策定委員(2008年)の寺田千恵子さんのオリジナルです。

協働 たねまる プロフィール



| | |
|-----------|---|
| 性別 | 特定せず |
| 誕生日 | 2008年(平成20年)1月1日 |
| 出身 | 福井県越前市生まれ |
| 種類 | 動物・植物でなく、空想物でもありません。 |
| 生息地 | どこにでも生息しています。 |
| (父) | 協働 行政夫 |
| (母) | 協働 市民子 |
| 性格 | 多くはこれからつくられるが、人を思いやる心と、 人のためになることをやる心を、積極的にもつ。 |
| 将来の 目標 | 越前市にたくさんの「協働の花」を咲かせること。 そして、新たな協働のタネを实らせ、分け合うこと。 |

尚、この肖像権及びプロフィールは、市民協働課にお問合せください。

はじめに

越前市では市民と行政が力を合わせて、自らの責任で自立したまちを作っていくための基本理念を定めた『越前市自治基本条例』（*）を制定しています。

この条例の前文後段に、「人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを決意し、」とあり、「越前市をもっと住みよいまちにしてゆこう」、「市民と行政は、住みよいまちをつくるための目標、課題、理想を共有してとりくもう」と宣言しています。

条例第3条では「協働」を「共通の目的を持って課題解決を図ろうとするものが、それぞれの特性を尊重し、対等な立場で協力し取り組むこと」と定義しています。

短い条文であるため、その基本的な概念は理解できても、「協働」が具体的にどのようなことをどのように行うことなのか明確ではありません。

このガイドラインは、協働とは、誰が何をどのように行うのかを実践的に解説したものであり、市民と行政の協働に対する共通理解を深め、協働の意義を広め、協働を具体的に進めるために作成しました。

○誰に伝えるガイドラインか

- ・協働の担い手（市民）
個々の市民をはじめ、自治振興会、町内自治組織等の地縁型組織、特定非営利活動法人（通称「NPO法人」）、市民活動団体、公益法人、事業所
- ・協働の担い手（行政職員）

○何を伝えるガイドラインか

- ・協働の理念
- ・市民と行政の協働を進める手順
- ・各担い手の役割

○どのように使うガイドラインか

- ・協働を進める手順書として
（協働を進める上での共通理解を得るために）
- ・質や効率がよく、適時な市民サービスを生み出す指針として
- ・協働が滞り、困ったときの手引書として
- ・協働の学習の参考書として

第1章 協働とは

国や地方の役割が見直される中で、新しい地方自治が求められると共に、地域住民が主体的に地域づくりに参画する地域自治も各地で積極的に取組まれてきました。

一方、個人の価値観や生活の多様化によって、市民が行政に求めるニーズも複雑で高度なものになってきています。厳しい財政下にある地方自治体は、このような急激な地域社会の変化に対応することが困難になってきているのが現状です。

市民が自律（＊）して、市民活動に自ら進んで参画するとともに、行政にあっても市民の希求するところを公平に受け止めて、相互の資源（＊）を持ち寄り、協力し、連携し、補完し合うことが、今、最も重要な両者の責務であることを確認し、積極的に行動しなければなりません。

両者の持つ人的あるいは組織的な背景の違い、協働を進めるための情報やニーズを収集する手段における違いなどを十分に理解しあい、それぞれの持つ能力に応じて収集された情報、ニーズを分析し、組み合わせ、加工してよりの確な行動に反映させることが重要です。このような活動において、市民と行政は互いに対等な関係にあることが基本です。

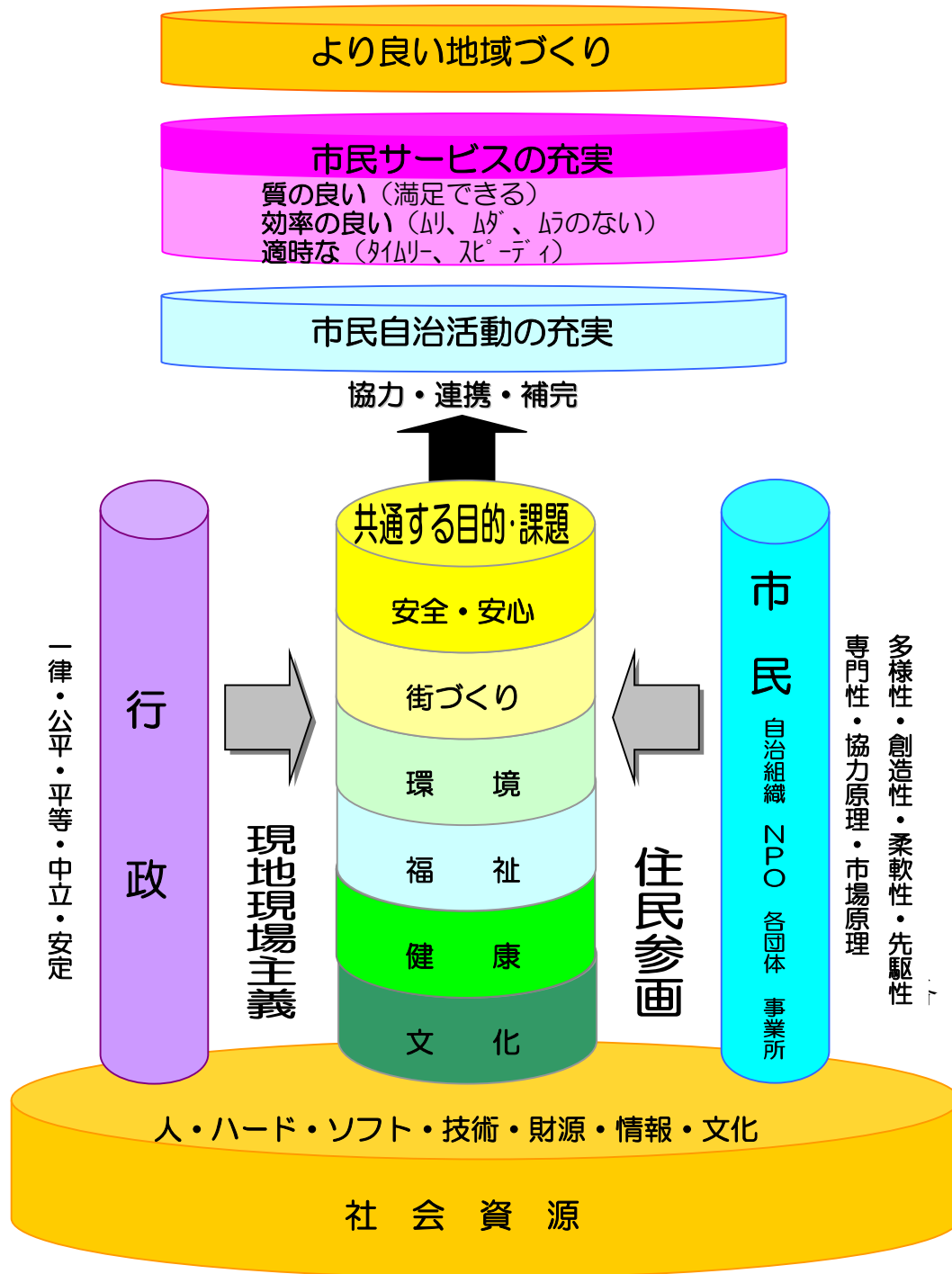
さらに両者が信頼関係にあり、協力、連携、補完によって生み出される結果が重要であるといえます。この結果が意味するものとは、「市民サービス（＊）」の向上であり、究極的には市民の幸せの向上へとつながっていきます。

協働をすすめると
みんなが住みやすい
越前市になるんだよ



図1

協働の目指すもの



越前市自治基本条例第3条から

参画 政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

協働 共通の目的を持って課題解決を図ろうとするものが、それぞれの特性を尊重し、対等な立場で協力し取り組むことをいいます。

第1節 越前市の協働の背景

2000年に地方分権一括法が施行され、地方分権改革（*）が一つの区切りを迎えた後、各地の自治体では、市民と行政の協働による市民自治という理念を「自治基本条例」という形にする動きが広がってきました。自治基本条例とは、国の「憲法」に当たる、自治体運営の基本原則を定めた条例です。

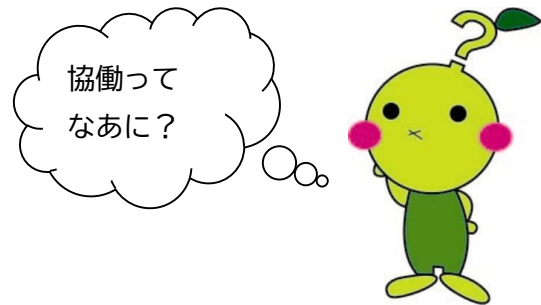
このような新しい動きの中で、2004年6月に、市民参加の下で自治基本条例の検討を進める「武生市自治基本条例策定市民懇話会」が設置されました。懇話会が比較的短期間に提言をとりまとめることができたのは、すでに情報公開、地域自治振興、男女共同参画など市民と行政の協働によるまちづくりを目指す多くの取り組みが進められていたという土台があったことによります。懇話会の提言は、それまで旧武生市で進められてきた協働のための努力を総括し、それをさらに推し進めるものでもありました。この懇話会の提言をもとに作られたのが、武生市自治基本条例です。

一方旧今立町においても、1980年代より町民による「集落づくり」運動が盛んに展開されてきました。住民によるセミハード事業等の実施や集落公民館を中心とした住民による民主的運営や文化祭、体育祭の活性化事業が推進されました。

2005年10月に、武生市と今立町が合併して越前市が誕生し、両市町の歴史や文化を十分に踏まえて、越前市の自治の基本を定める越前市自治基本条例が作られました。この越前市自治基本条例の趣旨を市政や市民活動にとり入れ、条例の中の制度を実際に動かす手引きとして、この協働ガイドラインが作成されました。

第2節 協働とはどのような活動なのか

協働とは、市民と行政が対等な立場で、それぞれの目的（使命）や共通する課題の解決のために、それぞれが資源を持ち寄り、協力、連携、補完しあって活動し、その結果、市民自治活動が充実し、満足度の高い市民サービスを生み出し、より良い地域づくりがなされることをいいます。



市民と行政が提供しあう資源には、限りがあることから、協力、連携、補完といった活動は、効率的で効果的でなければなりません。そのためには

- 「なぜ今、この課題を解決しなければならないのか？」
- 「そのために、今、何をしなければならないのか？」
- 「いつまでに、どこまで行うか？」
- 「どのようにして行うか？」
- 「期待される効果は？」

などを明確にして取組む必要があります。

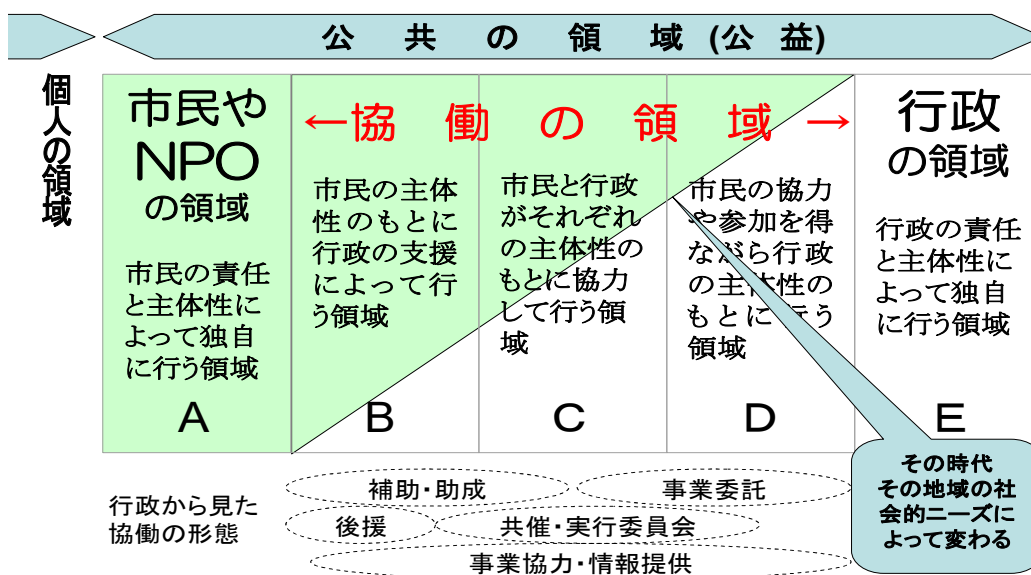
また、「協働」の対象となる課題は公益性があるものです。不特定かつ多数のものの利益の増進が図られるもので、図2のB・C・D（協働の領域）の部分となります。

そしてその課題解決は「協働」によりさらに効果が得られるものであることが重要です。

しかし、あくまでも「協働」は手段であり、「協働」すること自体が目的とならないように注意しなければなりません。

図2

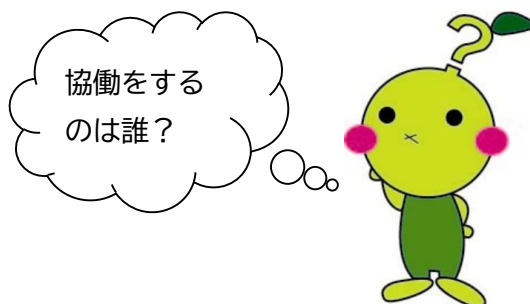
何を協働するのか？公益性とは？



『時代が動くとき』(山岡義典著 ぎょうせい 1999年)をもとに作成

第3節 協働の担い手

市民と行政とが協働することの必要性、重要性は、章の初めに述べたとおりですが、それでは協働の担い手（パートナー）とは誰なのかを考えてみましょう。



協働の目的が住みよいまちを目指したよりよい市民サービスの充実であり、市民と行政が対等に協働して進めるわけですが、ここでいう市民とは何かを考える必要があります。

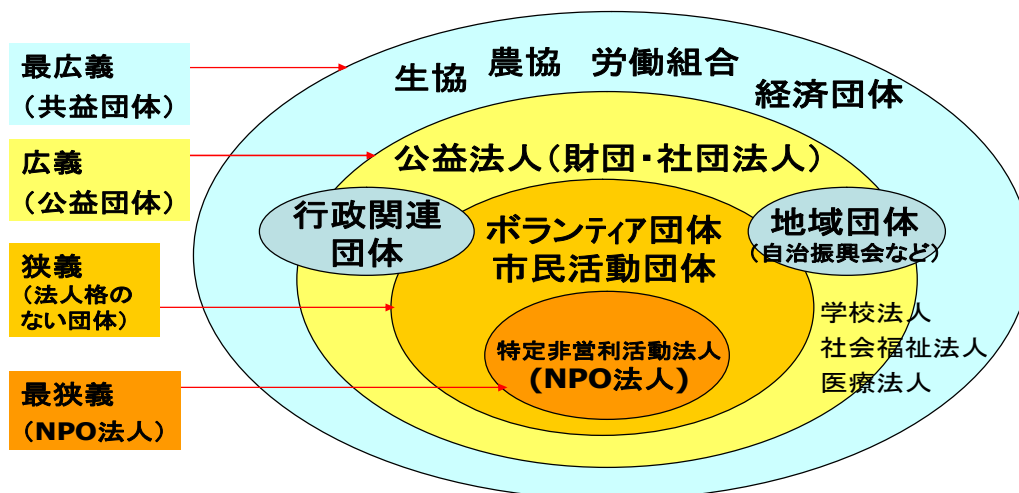
市民とは、越前市自治基本条例の中にも定義されているように、個々の市民をはじめ、自治振興会、町内自治組織等の地縁型組織、特定非営利活動法人（NPO法人*）、市民活動団体（*）、公益法人、事業所を指します。

市民と行政が共通の目的や課題にむけて、協働を進めるには、市民も行政もそれぞれが有する資源、時間・知恵・資金・場所・情報・文化などを出し合って「社会資源」を形成して、新しい「公共」、「公益」をつくりあげていかなければなりません。

協働の担い手とは・・・市民と行政
社会資源の形成に参画できる
自律した者

図3

協働の担い手



第4節 協働の意義

越前市が目指す、自らの責任で自立したまちをつくるためには、市民は行政と共に地域社会を支える当事者であり、公共サービス(*)の受益者であると同時に担い手でもあるという意識が必要です。

これからのまちづくりは、行政が一方的にサービスを提供するものでもなく、市民が行政に要望・陳情するものでもなく、市民と行政が協働し創り上げていかなければいけません。

協働による事業を進めることで、将来的に公共サービスの量が全体的に増加し、市民サービスが向上していきます。これまでのように行政のみが担っていた事業を市民との協働により実施することで、より効果的、効率的になるからです。

行政は、公平・平等の原則から、全市民を対象とした一律的なサービスの提供が基本となるため個別の対応が困難であり、また法令に基づき業務を執行するため、事務的な手続きなどに時間がかかり迅速な対応も難しいのが現状です。市民の柔軟性・専門性・先駆性を活かした手法を取り入れることで、行政だけでは充分に対応できなかったきめ細かな新しい公共サービスが生まれてきます。

このように市民生活が向上していくことに協働の意義があるといえます。

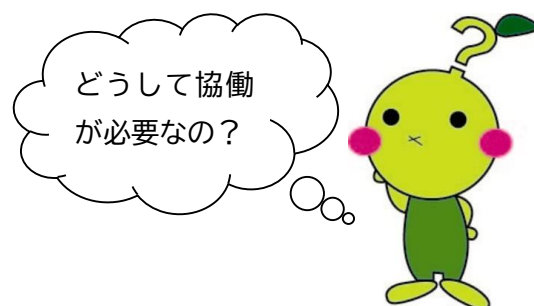
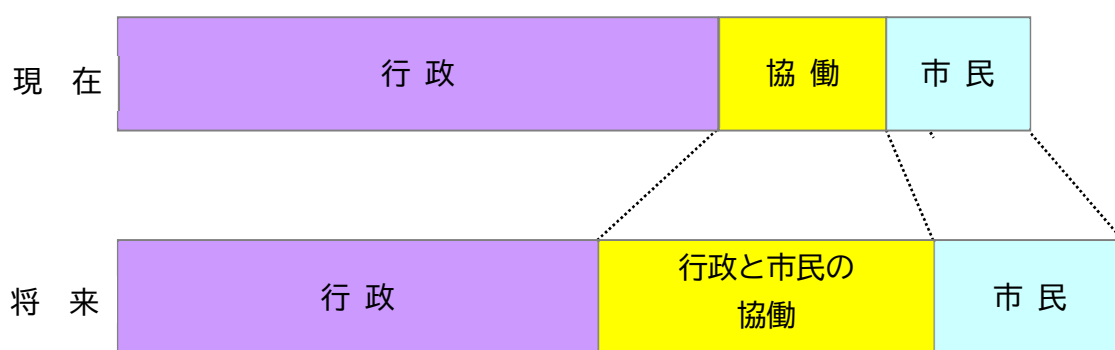


図4



(市民サービスの量の変化のイメージ)

1. 越前市自治基本条例の果たす役割

市民自治活動における協働の意義を考えると、「越前市自治基本条例」の解釈はとても重要です。

その前文には、「社会の変革と分権型社会への移行とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとに、自らがまちづくりの担い手となる新しい自

治の在り方が求められています。

わたしたち市民は、多様な社会経験と創造的な活動を生かし、ひとりの市民として、また組織の一員としてまちづくりにかかわる中で、市民自治を確立しなければなりません。」と、協働の担い手となる市民の役割が明記されています。

条例第4章の「市民自治活動」(第7～10条)では個人の自主的活動、町内会や地区での活動、NPO活動などの「市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益活動」(「市民自治活動」)を通して、社会貢献に努めることを定めています。

また、市民自治活動を行う上での原則(民主的・自主的運営、相互理解・連携、男女共同参画など)や市の支援のあり方等を定めています。

2. 地域自治振興事業の意義

越前市において「協働」の一担い手として、地域自治振興会の果たすべき役割は重要です。

「越前市地域自治振興条例」の第4条には、

「自治振興会は、地域自治の振興について、地区の市民等の意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成及び資源の有効活用に積極的に努めるものとする。」

「自治振興会は、全市的な視点に立って、他の団体と相互に努めて協力するものとする。」とあり、市と協働する担い手としての役割が明文化されています。

越前市では、2003年4月に地域自治振興事業が始動し、2004年9月には「自治基本条例」を制定し、市民自治の基本理念や市民の権利・責務等を明確にしました。その事業推進に関わる考えは、まさしく協働による自治の振興です。

少子高齢化、世代間の意識の違いや地域への帰属意識の希薄化、価値観や生活様式の多様化による地域活動への参加意識の低下、地域コミュニティの活動や人とのつながりの希薄化など、従来の相互扶助の精神が失われつつあります。

そうしたなか、自治振興会は、自分たちの住んでいる地区に必要な事業を自主的に計画し実践することができ、地域で助け合いながら地域の課題を解決していくことができます。

このように越前市では、協働というシステムが稼働していて、徐々に成果を挙げてきています。この協働を地域内だけに留めず、斬新で越前市の未来にもつながる協働を繰り広げていく必要があります。

3. 市民活動における意義

越前市において様々な分野の市民活動団体が、地域の課題の解決に向かって意欲的、自主的、自発的に活動しています。これらの団体と行政が協働して事業を展開することは、市民活動の充実をもたらす、地域の活性化につながります。

市民は活動に参画することによって、自らの生きがいを見つけることや自己実現にもつながります。また地域の課題に気づく契機ともなり、活動を通じて郷土や地域に対する愛着心の芽生えを促すことにもなります。

第5節 期待される効果

1. 市民満足度の向上

「協働」を進めることによって期待される一番の効果は、多種多様化する市民ニーズに対応したきめ細やかな公共サービスが、適時に提供されることによって、市民が越前市に「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と実感できることです。



社会経済情勢や価値観の変化により、公共サービスに対する市民のニーズは、今後ますます多様化・高度化していくと思われます。行政がパートナー（市民、自治振興会、NPO法人など）と協働して事業を展開することで、新しいニーズに対応する効果的・効率的な公共サービスが適時に提供できると期待されます。

2. 市民自治の実現

行政とパートナーの協働による地域での事業の展開は、身近な地域の課題解決になり、希薄化している地域コミュニティの醸成にもつながります。

自らが地域の課題に関心を持ち、行政との協働をもとに、市民が課題解決に取り組む市民自治が根付き、市民が主体となる地域社会が形成されます。

そして地域における生活の質が向上し、市民満足度の高い地域がつくられます。

3. 市民活動団体にとっての効果

行政と協働することで、安定的なサービス提供の実現や、新たな活動の可能性を派生することにもなり、市民活動団体が持つ使命の達成に効果が得られ、同時に社会的評価が高まります。

協働を通じて得たノウハウや実績の積み重ねにより、団体の実践力、公益の担い手としての社会的信用も高まります。

4. 行政にとっての効果

行政は市民との協働を進めることにより、行政単独で行うよりも市民のニーズや課題が浮き彫りにされ、しかも柔軟性を持ち、迅速、効率的、効果的に進めることができます。

その結果、越前市の行政コストの見直しや削減に寄与し地域の活性化につながることも期待できます。

5. 意識改革

市民は、「市民の市民による市民のための越前市である」という意識が醸成されることを期待できます。

行政職員にとってもこれまでの業務のあり方を見直す機会となり、事業の効率的・効果的な実施や課題解決へのスピーディーな対応が必要になり、行政改革が推進されます。また地域の課題やニーズを把握し政策に反映させる能力が高まり、現地現場主義（*）が推進されます。



第2章 協働を進めるための基本原則

第1章では協働とはどのような活動であり、誰が担うのか、また協働をすることの意義や協働によってもたらされる効果について述べました。

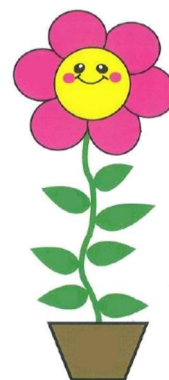
この章では、協働を進めるにあたっての基本的なこと、協働を担うもの同士が常に心掛ける7つの約束について述べます。

第1節 基本原則…7つの約束

協働の基本原則は、次の7項目を原則とします。

この原則は「横浜コード」(*)を参考にしました。

協働を進める時には、この7つの原則を絶えず念頭におきましょう。協働がうまくいかなかった時は、この7つの約束が守られているかどうか、もう一度確認しましょう。



①目的共有の原則 最終目的はみんなが幸せにさせること

協働事業を進める担い手の目的はそれぞれに異なるかもしれませんが、事業を進める目的は共通であり、身近な地域の課題の解決や多様化するニーズに応える新しい公共サービスの創造により、市民がよりよいサービスをうけることができることです。そして市民が幸福に暮らせることが最終目的であることをお互いが理解し、その目的を達成するために協働に取り組みましょう。

②対等の原則 お互いは対等なパートナー

協働の担い手同士は、同じ課題解決の当事者であり、対等なパートナーであるということを絶えず心掛けましょう。それぞれがもつ財源の有無や多少に関わらず、平等であり、お互いが依存したり、指示したりしない横の関係で協働を進めましょう。

③相互理解・補完の原則 お互いの違いを認め、補い合おう

協働事業を進めるにあたっては、お互いに相手の特性や違いを認識し、理解し尊重するために、十分な話し合いの場を持ちましょう。お互いの資源を持ち寄り補い合い、完全なものにするためにそれぞれの役割を明確にし、協働を進めましょう。

④責任明確化と時限化の原則 責任をもって役割を果たそう

協働の担い手同士は自律した存在として事業分担をし、各々の責任の範囲を明確にするとともに、事業の期限を限ることで目標(事業期限や効果など)を明確にし、責任をもって事業を進めましょう。

⑤公開の原則 誰にでもわかりやすく説明できるように

協働の担い手同士が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要です。協働する相手方の選定基準や選定方法、事業内容などを情報公開し、事業の進捗状況や事業評価も公開しましょう。

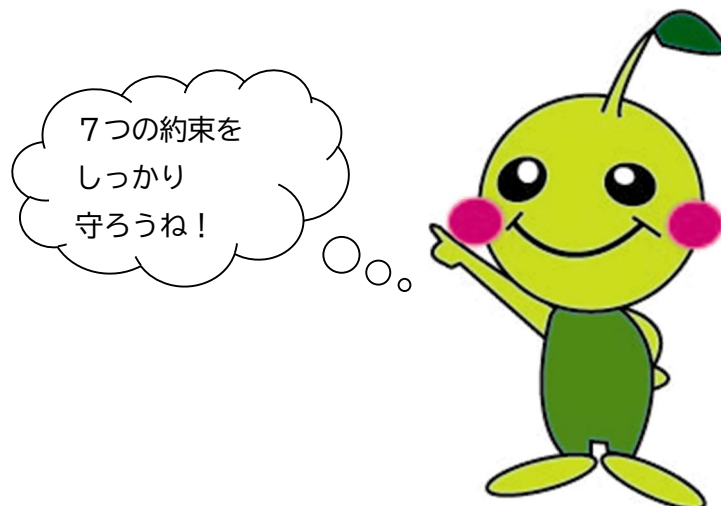
事業を進めるにあたっては、お互いの持つ情報を公開し、共有しましょう。

⑥自主性尊重の原則 自主性を尊重しよう

協働を進めるには、市民の柔軟性や即応性、専門性などの長所を十分活かすことが重要です。行政の下請けとせず、市民の自主性を尊重することを重要な視点としましょう。

⑦自立化の原則 自立した存在になろう

協働のパートナーとして、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が多く育っていくことがこれからの地域社会では重要です。お互いが依存や癒着関係に陥ることなく、自立した存在として協働を進めましょう。



第3章 協働のシステム

第1章では、協働は時代の要求する必要不可欠なことを述べ、第2章では協働を進めるための基本原則について述べました。

協働は、市民ニーズ、地域の課題などを敏感にキャッチすることや、行政にあっては、直面する課題について広く公開することから始まります。ここに協働の種が埋もれているはず。その種を見つけ、芽生えさせ、育てる作業が必要になります。

この作業こそが協働であり、協働を進める組織は貴重なヒト・モノ・カネを使って事業を進めるので、効果的、効率的に進め、固い決意を持って取り組まねばなりません。まさしく企業経営そのものであるといえます。

協働事業を行う者がそれぞれバラバラに活動するのでは、有意義な効果は、期待できません。より大きな効果を挙げるために協働事業を行う者が緊密に連携するための、コーディネート（連絡・調整）機能が必要となります。その機能は、以下のとおりです。

協働推進のためのコーディネート機能

- ・協働の担い手が、自律して活動を行なうことができるように支援する。
- ・協働の担い手が保有するツール（情報の分析・伝達、組織の効率化、業績のきょ評価に関する技術）を普及し共通化する。
- ・協働に関するデータベースを構築し、広く開放する。
- ・社会資源（技術、情報他）を広く公開する。
- ・協働の動機付けを常に行う。
- ・協働の種を集め育てる。
- ・協働の成果を評価し、公開する。
- ・協働のシステムを改善する。
- ・協働コーディネーター（*）を育成する。

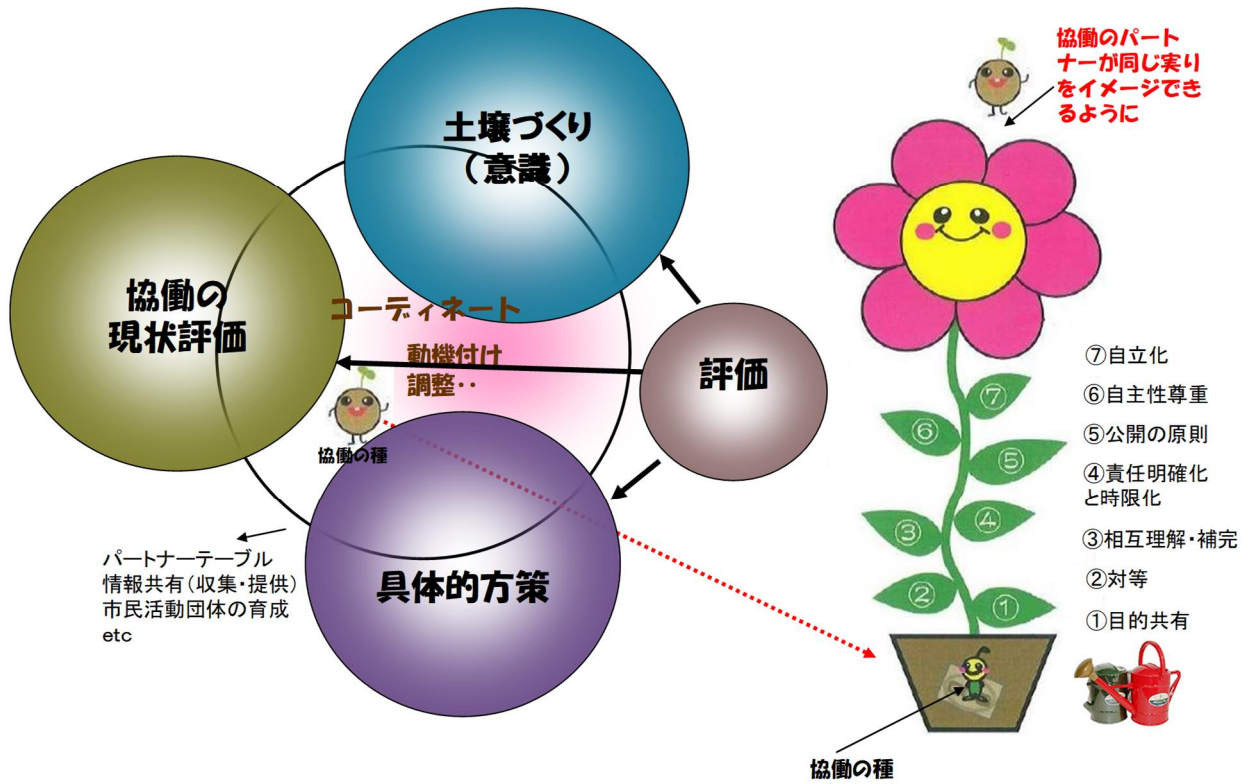
第3章では、協働をどのように進めていくのかについて、具体的に解説していきます。



さあ 協働を
はじめるよ！

図5

協働に必要な土づくり(環境)と育てる7つの約束



第1節 協働の環境づくり

1. 土壌づくり（意識を変える）

協働を進めるには、まず協働の種を見つけ育てることから始めなければなりません。

種を見つけ、土に撒き、芽を出させ、育て、花を咲かせ実を实らせませす。そのためには土台となる土壌が豊かであることが必須です。また芽を出した苗に水をやり、光を注ぎ、風雨から守っていく人が必要です。そして、咲かせた花、実った実は、協働のパートナー同士が目指していたものであるべきです。

ここでいう土壌とは、協働に参画する市民及び行政職員の意識や改革への情熱を土壌と例えたもので、豊かな土壌とするために、まずは相互の意識を改革することが大切です。

これまで述べてきた協働の意義・必要性を十分認識し、「質の良い」「効率のよい」「適時な」市民サービスを実現するために行動を開始しましょう。



①市民の意識向上

●協働意識の向上

市民の協働意識を向上するためには、このガイドラインが示している協働の意義や効果を理解し、必要性を認識してもらう必要があります。具体的には、将来の地域づくりの担い手である中・高校生向けのわかり易いガイドラインの解説版（例えばマンガ版）を作成し、協働の意義を広めたり、一般市民向けにはガイドラインの概略版を作成したり、入門編セミナー、講演会、研修会を開くことが考えられます。

また、協働の相手として考えられるNPO法人をはじめとする市民活動団体や自治振興会などの地域型組織に対して、「自立のための研修」「協働意識の向上のための研修」「行政とNPOとの連携・協働のため研修」などを開く必要があります。

●情報の公開

市民に対して、協働事業に関する情報を絶えず公開していくことは重要であり、協働事業の実施状況や協働事業の評価、成果を公開し、市民活動を支援する補助金や地域自治振興事業特別事業交付金の活用を広くPRし、協働事業を活性化する必要があります。

●交流の機会づくり

協働の新しい種が生まれる機会として、協働の担い手同士が交流する機会をできるだけ多く提供することも望まれます。市民が参加する機会を充実し、協働の担い手であるNPO法人や市民活動団体、行政、事業所の交流を促進する必要があります。

さらに、セミナーや研修会の開催時に協働の担い手同士の交流の機会を設けるなどの工夫が必要です。

②行政職員の意識向上

●日常業務の見直し

行政職員はこのガイドラインが示す協働の意義・効果を十分に理解し、事務事業を協働の視点で見直し、市民ニーズにあった、より効果的・効率的なサービスを提供できないかを絶えず検討し、協働の種を見つけていくことが重要です。

●研修の実施

- ・職員研修…新任職員をはじめとする全職員に対し、ガイドラインによる協働の意義効果を伝える研修。
- ・協働研修…地域の活動に積極的に参加し、地域自治・協働の現場を理解する。
- ・事例研修…各部ごとに協働事業の事例を洗い出し、必要に応じて担い手（市民）を招いて話し合いを行う。

●各課での協働推進員の配置

協働意識を向上させるためには、日常的に意識付けをする必要があります。このために各課長を協働推進員とし、現場レベルでの日常的な協働意識向上に取り組み、協働推進のための施策案を作成します。

2. 協働の現状評価

協働の種を見つけるには現状を把握し評価することが重要です。市民生活を営むなかで、「こんなサービスがあると暮らしやすくなるけれど、どうすればいいのだろうか。自分たちで何かできないだろうか。」「現在のサービスをもっと充実したいけれど、どうしたらいいだろうか。」など、現状を分析することで、協働の種は見つけられます。

しかし、協働ですべてが解決するわけではありません。協働にふさわしい事業かどうかを見極めることも必要です。資料編にある検討チェックシート（*）を参考にしてください。

協働の現状評価を行うことで、新たな協働事業としてスタートする際に、計画の段階から貴重な情報、データとして役立てることができます。

①市民活動団体の現状

越前市には現在、NPO法人を含む市民活動団体が、福祉、環境、防災、まちづくり、子どもの健全育成、子育て支援など、様々な分野でそれぞれの目的や役割を果たすために活動しています。

しかし行政と協働し事業を実施できる自律した力のある団体は、少ないのが現状です。

このガイドラインを普及することで、行政と協働して事業をする意義の理解を広め、これからの公共の担い手として、更なる発展を図ることも必要です。

なお、より効果的・効率的な協働事業を実施していくには団体の企画力、政策提言力、マネジメント能力も求められるため、そのレベルアップのための支援も必要です。

個人で活動しているボランティアと団体の協力、連携を図ったり、事業実施のために団体間のコーディネートをしたり、団体そのものの底上げを図る中間支援組織の存在も重要です。

また、各地区の課題解決のための事業を実施するには、自治振興会と連携することが有効

です。

新規に団体を作る、既存の団体を育てる支援策の一つとしての補助金制度は、必要に応じて内容を改めています。これからも随時見直しを行い、活用しやすくする改善も必要です。

②地域自治振興事業の課題

協働の担い手としての自治振興会の存在はとても重要ですが、設立時から中心となって活動している役員の後継者が育っていないこと、若者の参加が少ないこと、地域に埋もれている人材、技能の発掘など多くの課題があります。

行政では、地域に依頼する業務の見直しを行うなど、振興会や区長などの負担軽減を図るため、業務の洗い出しを行う中で、協働の意義を再度考える時期に来ており、2024年からは自治組織のあり方の検討に着手しています。

一方で、地域自治の推進には、地域と行政とのコーディネートができる人材が必要です。協働の理念を持ち、豊かな経験と幅広い知識を持ち、地域のニーズを敏感に感じ取り、企画力があり政策立案能力を持つ人材を育成する必要があります。

③補助・委託事業の在り方

市の補助事業、委託事業のなかで、協働が必要と考えられる事業については、ガイドラインに沿った協働型の補助・委託事業を促進していくことが必要です。例年同じように支出している補助事業、委託事業についても、必要に応じて関係団体と協議し、事業が効果的・効率的に実施できるよう、見直しをすることが必要です。

また、協働により事業を行うときには、チェックシートを使って、市民のニーズに答えられているかなどを評価し、次の事業に反映させることが重要です。

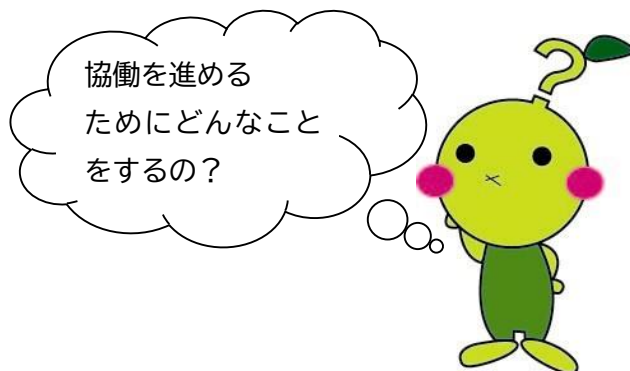
④越前市総合計画の理念

越前市総合計画 2023 の基本理念は「幸せを実感できる ふるさと ～ウェルビーイング～」です。市民や地域が抱える様々な課題を行政と市民の協働により解決し、幸福実感できるふるさとづくりを進めます。

職員が地域のニーズを把握し、協働することによって、質のよい市民サービスが提供でき、事業が効果的、効率的に推進できるよう計画しなければなりません。

3. 具体的方策

撒かれた協働の種を育てていくためには、次の具体的な方策があります。



①パートナーテーブルの設置

企画案の協働事業化に向け、市民と行政が対等な立場で率直に意見を交換する場であり、十分な話し合いがなされることで共感が生まれます。このテーブルをもつことでお互いの共通理解が深まります。

●話し合うことは…

事業が協働事業として相応しいかどうか。

協働の形態はどれが適するか、または協働できる部分はどこか。

お互いができることとできないことを話し合い、役割分担をする。

お互いの持っている情報を交換し、情報を共有する。

●出席者は…

企画提案者、市関係担当課、市民協働課の職員

必要に応じて、協働コーディネーター（中間支援組織等から1～2名）
アドバイザー（専門的な知識を持っている人）

●進め方は…

①出席者自己紹介

②市民提案者および提案担当課の事業内容の説明

③企画案の説明

④協働事業化への協議

（現状把握、課題の共有、解決手段の検討、役割分担など）

⑤協働コーディネーターのコメント、助言

⑥今後の方向及び予定の協議

留意点

○結果よりも話し合いのプロセスを重視し、お互いのやり方を押し付けあうのではなく、違いを認識し、共感と信頼関係を大事にしましょう。

○事業化が困難な場合は、その一部について協働できないかも検討しましょう。

②情報共有（収集・提供）

協働の種を見つけるためにも、育てるためにも、情報が公開され共有されていることが大事です。

市民と行政が持っている情報を、お互いが適時・的確に提供しあうことで事業内容が充実

し効果的に実施されます。事業実施の段階でもお互いが積極的に情報交換し進めていくことに留意しなければいけません。

行政は協働相手の選定方法や、事業の実施状況、評価など協働のプロセスをホームページや広報誌、報道機関を使い、広く市民に公開することで透明性を確保し、説明責任を果たす必要があります。

また、平成20年度から越前市職員が市民のもとに出向き越前市の施策や制度について説明する「市政出前講座」を実施しています。市から積極的な情報提供をし、市民との協働を進めます。職員は現場に出向き市民の意見を聞くことで、現地現場主義を実践することとなり、協働の意識向上にもつながります。

③市民交流センターの活用

市民プラザたけふ3階にある市民交流センターは、市民活動団体が入居するオープンシェアオフィスや、どなたでもお使いいただけるコワーキングスペース（無料）があり、会議室や多目的室、和室の貸し出しもあります。

オープンシェアオフィスには、市民活動団体等の事務所が集約されたオフィスと、登録団体が活動や会議、交流を行うオープンスペースがあります。現在、「特定非営利活動法人のっぽえちぜん」(*)がオープンシェアオフィスの管理を行い、中間支援組織として市民活動団体の相談、支援、情報発信などを担っています。今後も市民活動の活性化や交流を図る拠点施設としての更なる活用を目指します。

④市民活動団体の育成

新しい公共サービスの担い手としての市民活動団体の役割はこれから大変重要になり、協働事業のパートナーとして相応しい団体がどれだけ育っていくかが課題でもあります。

既に活動している団体の育成と共に、新しい団体の創出も必要です。市民活動講座などを実施し、市民活動の理解者・実践者を広げることも必要です。

越前市は、現在、特定非営利活動法人のっぽえちぜんに講座の開催業務を委託し、ボランティア意識の醸成や市民活動団体が力をつけるための研修等を開催していますが、一層の充実を図ります。

⑤コーディネーターの育成

市民に、協働の種を見つける動機付けをする人、その種を具体的に事業化しようとするときに行政との橋渡しをし、企画書作成の手助けをする人、パートナーテーブルに参加し市民と行政のコーディネートをする人、協働事業へのアドバイスをする人が必要です。協働について幅広い知識や経験を持った市民、行政職員がコーディネーターとなります。その養成のための研修システムも必要です。

⑥市民活動を支援する補助金の活用

越前市には、市民活動団体と行政の協働事業を進めるための補助金制度があります。市民

のニーズに対応した新しい公共サービスを市と協働して実施する事業に対し補助されます。
この補助金を活用することで、市民活動団体の活動は充実し、行政は協働の種を見つけることができます。

⑦地域自治振興事業の促進

身近な地域の課題への解決は、地域が主体となって行うほうが、よりスピーディーに実施でき、より効果的・効率的に展開されます。このことから、越前市では、財源や予算執行の権限を地域に委譲し、地域の課題の解消や地域でのきめ細かなサービスの提供ができるしくみである地域自治振興事業を、17地区にある自治振興会が主体となり取り組んでいます。

この事業は、地域と市、公民館など、関係機関が連携を密にして実施しており、越前市の特徴的な協働の一つです。

⑧協働ガイドラインの普及

市民と行政の協働に対する共通理解を進めるため、そして協働の手順を示したこのガイドラインを広く普及することも協働を進める方法の一つです。

基本原則である7つの約束は、協働事業の企画・実施・評価のあらゆる場面で必ず守ることが重要です。もちろん、具体的方策や手順は、随時見直しが必要です。

市民と行政がパートナーとなり、ずっと住み続けたい越前市を作るための手順書となり、将来的にはこの手順が普遍化して、協働が市民自治活動の基本となることを目指します。

第2節 協働のプロセス（手続き）

協働を進めるプロセスは、企業経営でいうところの「改善」のプロセスと同じです。何も特別な手法や技術を必要とするものではありません。

基本的なプロセスは、達成すべき目標、解決すべき課題を明確にして、市民が行政と共に、目標や課題を達成し、解決するための計画（いつまでに、どのようにして、予算は？）を立案し、実行する。そして得られた結果を評価し、その結果に基づき次の改善策を立てる。いわゆるPDCA（Plan 計画・Do 実行・Check 評価・Action 改善）のサイクル（*）を回転させることです。

しかし、このサイクルが同じレベルで回転するのでは改善は進みません。サイクルは、らせん状に回転して、上昇していくことが重要です。

また、サイクルを回転するにあたっては、人、時間、資金などを効果的に、つまりムリ・ムダ・ムラのないように進めることも重要です。

協働を進める全体的なプロセスをイメージし、図式化すると図6のようになります。

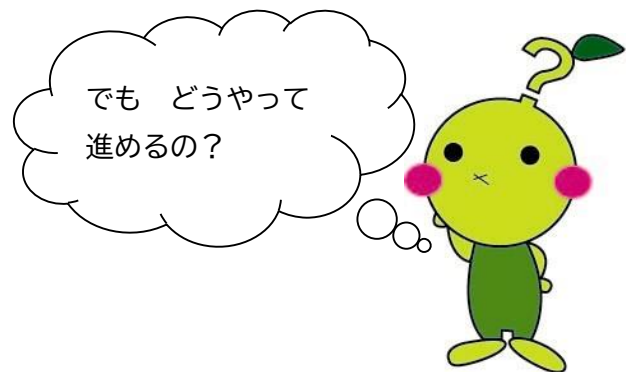
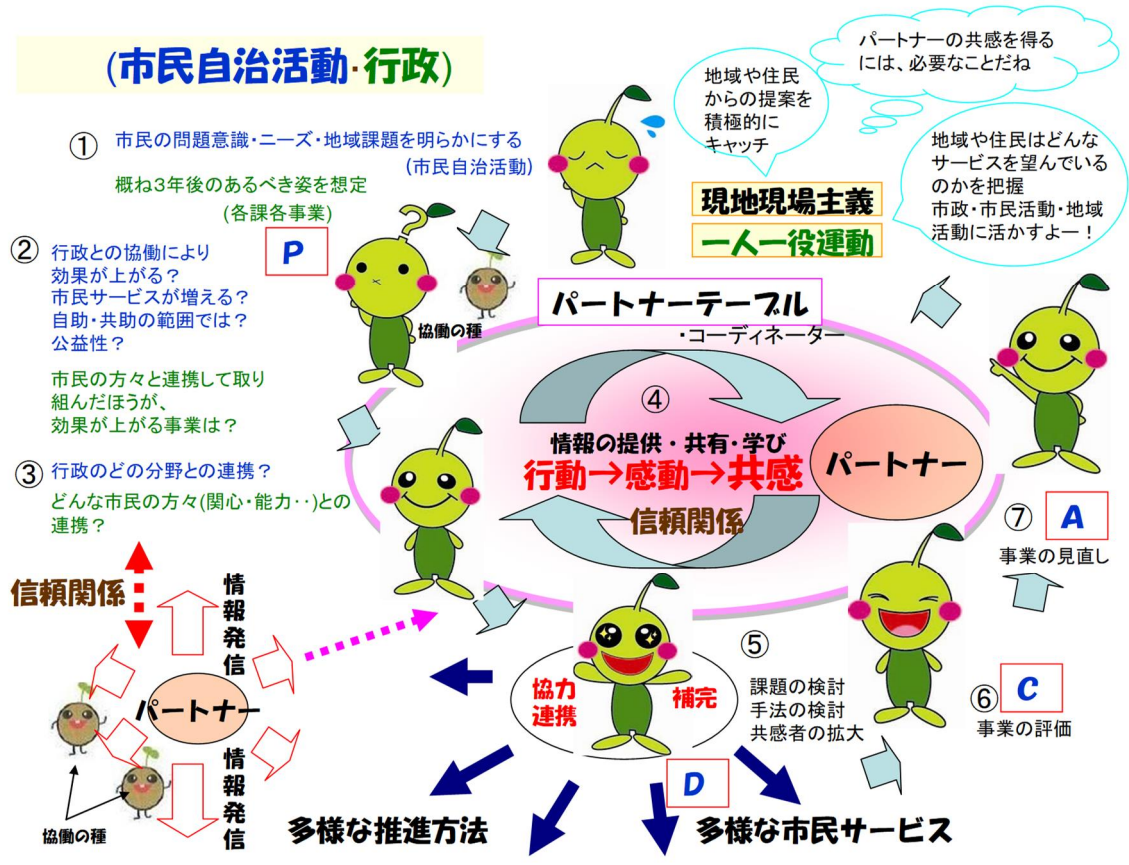


図6



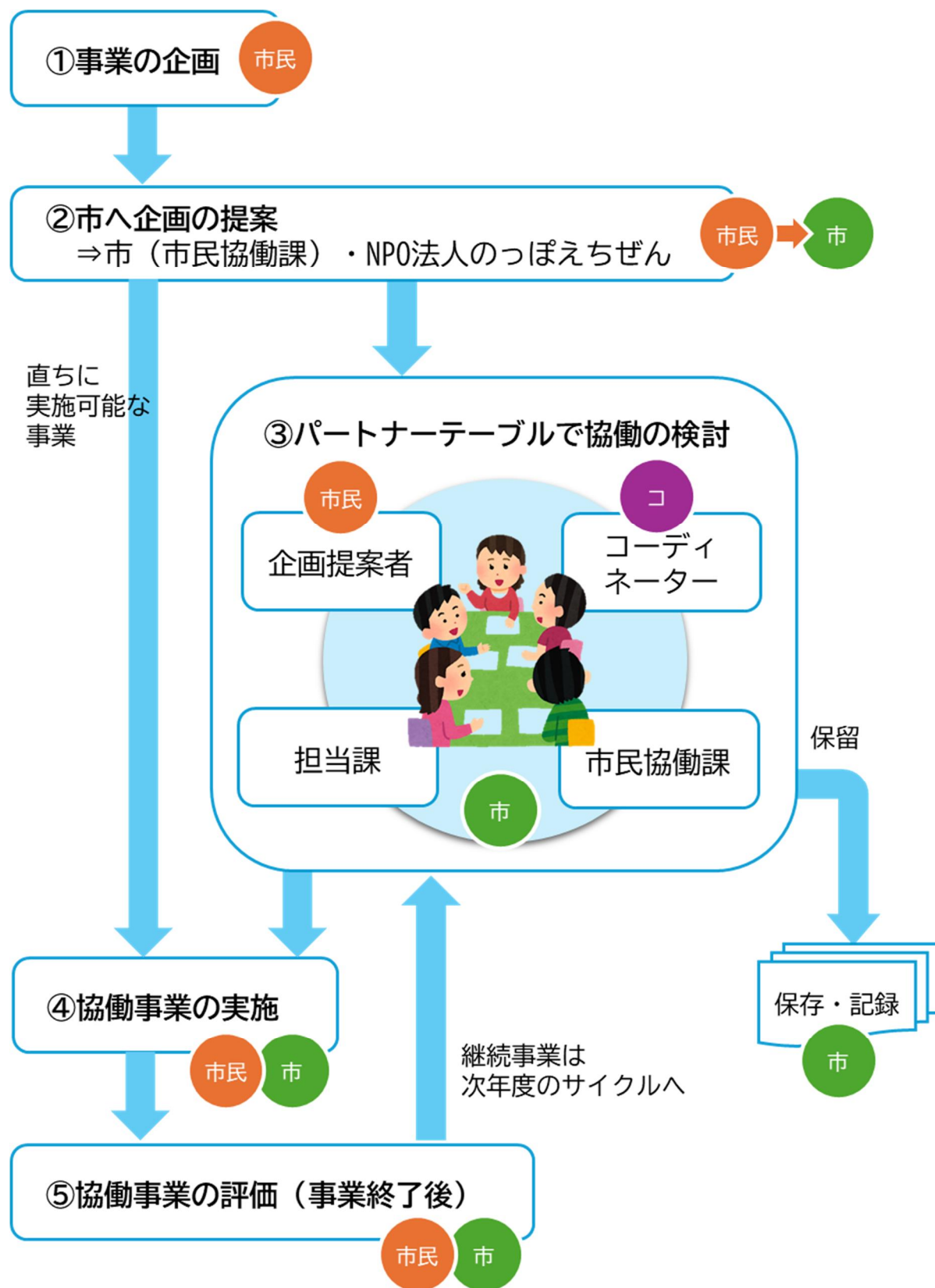
1. 協働を進める手順

協働して事業を進めるうえでの一番の推進力は、協働のパートナー同士が共に行動し、感動し、共感しあうことです。

そのためには具体的な方策があり、進めるためのプロセスが明確でなくてはなりません。

このプロセスを市民（市民活動団体・自治振興会他）から市に提案する場合（A）と、市が協働したい事業を市民に提案し公募する場合（B）の二通りのフロー図で示します。

2. 協働のプロセスA 【市民が市に提案する場合】



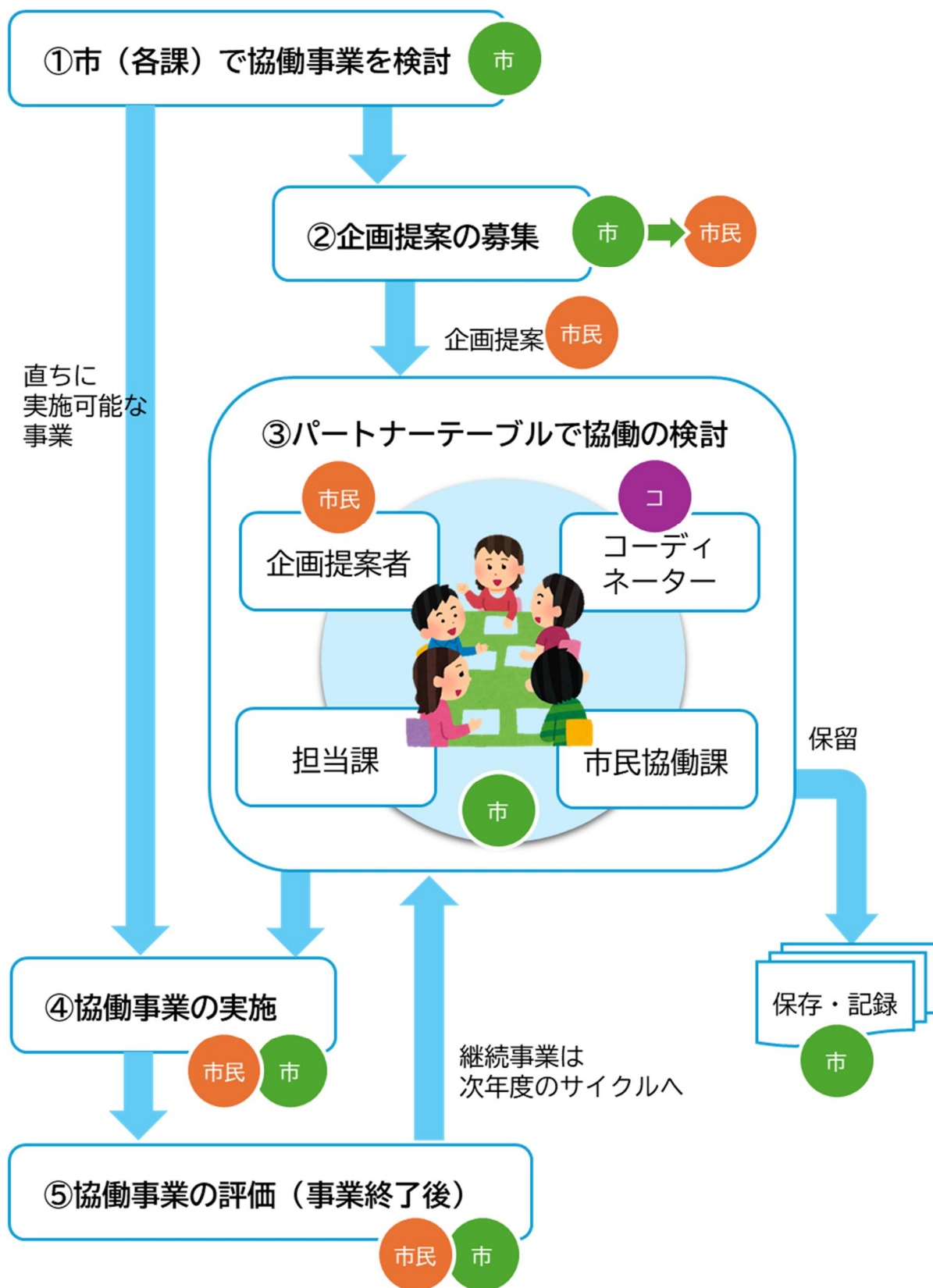
【協働のプロセスA フロー図の説明】

- ① 市民や市民活動団体は、それぞれが抱える問題意識をもとに、ニーズや地域課題をできるだけ明らかにし、近い将来のあるべき姿を想定しながら事業を企画します。公益性が高く、行政（市）との協働により効果が上がる事業に関しては、協働事業として考えます。
- ② 行政（市）へ協働事業を提案します。このときの窓口は、担当課がわかっているときは直接担当課となりますが、担当課がわからないときや、いくつかの課にわたると考えられる場合は、市民協働課が窓口となります（特定非営利活動法人法人のつぼえちぜんで受付も可能）。市の担当者は、市民からの提案を受けたときは、その事業の実施予定の有無にかかわらず、じっくりと耳を傾け、必要に応じて提案を補足し、協働事業化の検討材料を揃えます。

※直ちに実施可能な事業は ④へ進みます

- ③ 市に提出された企画案をすぐに実施するかどうか決定できない場合は、「パートナーテーブル」を開催します。（P18 参照）
パートナーテーブルで議論された内容をもとに、協働事業の実施の可否と、どのようにして協働するかをそれぞれの組織（提案者・行政）に持ち帰り協議し決定します。結論が出ない場合や検討を要する事項がある場合は再度パートナーテーブルを設けることもあります。
（協働事業として実施が困難と判断されたものは保留され、提案事業のデータとして保存します。）
- ④ 直ちに実施可能な事業は、パートナー同士が協議し、随時実施します。
パートナーテーブルでの検討を終了し協働事業として決定した事業は、予算が伴うものは予算化に向け協議し、翌年度実施します。実施段階で内容が提案と一部変わる場合でも、市民（提案者）と行政が互いに納得し実施されるために、双方向のやり取りを大切にし、信頼関係を築くよう互いに努力します。
- ⑤ 実施された事業をそれぞれが評価します。その評価を持ち寄り、事業内容や協働について話し合います。
協働事業として継続するかどうかを検討し、継続されるものは、事業内容を見直し、次年度（次回）へ向けて協働を実施します。

3. 協働のプロセスB 【市が市民に提案する場合】



【協働のプロセスB フロー図の説明】

- ① 市は、各課で事務事業を見直し、市民と協働で取り組むと効果が上がると思われる事について検討し、次年度の事業の骨格を決定します。このとき、内容を詳細に決定しすぎないようにします。

※直ちに実施可能な事業は ④へ進みます

- ② 市は、各課から出された協働事業を、各部で市民への提案事業とするかどうかを検討し、決定します。決定した事業の骨格及び応募要項を市広報誌、市ホームページなどに掲載し市民からの企画案を募集します。

- ③ 企画提案が提出されたら、「パートナーテーブル」を開催します。(P18 参照)
パートナーテーブルで議論された内容をもとに、協働事業の実施の可否と、どのようにして協働するかをそれぞれの組織（提案者・行政）に持ち帰り協議し決定します。結論が出ない場合や検討を要する事項がある場合は再度パートナーテーブルを設けることもあります。
(協働事業として実施が困難と判断されたものは保留され、提案事業のデータとして保存します。)

- ④ 直ちに実施可能な事業は、パートナー同士が協議し、随時実施します。
パートナーテーブルでの検討を終了し協働事業として決定した事業は、予算が伴うものは予算化に向け協議し、翌年度実施します。実施段階で内容が提案と一部変わる場合でも、市民（提案者）と行政が互いに納得し実施されるために、双方向のやり取りを大切に、信頼関係を築くよう互いに努力します。

- ⑤ 実施された事業をそれぞれが評価します。その評価を持ち寄り、事業内容や協働について話し合います。
協働事業として継続するかどうかを検討し、継続されるものは、事業内容を見直し、次年度（次回）へ向けて協働を実施します。

第3節 協働の形態

協働して事業を実施するときの手法は様々であり、その結果あらわれる形態も様々です。それぞれの事業の目的に応じて、最も効果的な手法で協働し事業を実施することが必要です。

このガイドラインでは協働の形態を手法別に次の8項目にまとめました。

しかし場合によっては以下にあてはまらないものや、いくつかにまたがる協働の形態もあると思います。

これまでの協働事業も見直し、形態や手法が適切かどうかを検討し、次に示すような効果があり留意点が考慮されているかを検証し、よりよい協働を目指しましょう。

① 政策形成過程への参画

| | |
|-----|--|
| 形態 | 市の政策形成過程で意見を述べ、市の施策に反映させる。 |
| 手法 | 公募委員、団体推薦の審議会等委員として参加する。 パブリックコメント制度の活用。 |
| 効果 | ・団体の持つ専門性・先駆性を発揮し、市の課題解決策を検討することで市の施策がより効果的なものとなる。 ・市民のニーズを施策に反映できる。 |
| 留意点 | ・相互理解の原則に立ち、要望や批判だけでなく、建設的な意見交換となるようにする。 ・市で対応することが困難な提言がでた場合には、できない理由を明確にするなど、真摯に市民と向き合うことが大切。 |

② 地域自治振興事業

| | |
|-----|--|
| 形態 | 17地区の自治振興会が「地域自治振興計画」に基づき、地域の課題解決のための事業を実施する。 |
| 手法 | 市から各地区に交付される交付金を使って事業実施する。 交付金は基礎事業・協働事業・特別事業分の積み上げで算定される。 (20%の自己財源が必要) |
| 効果 | ・地域の課題解決に早急に対応できる。 ・地域のニーズにあった事業が実施できる。 |
| 留意点 | ・市は自治振興会に事業を押し付けないこと。 ・実施する事業は、地域ニーズを把握し策定された各地区の「地域自治振興計画」内での事業であり、地区内の合意を得たものであること。 |

③ 協働たねまる活動補助金、地域貢献活動支援事業補助金

| | |
|-----|---|
| 形態 | 市と協働し市民のニーズにあった課題解決のための事業を実施するために、市の補助金を使用する。 |
| 手法 | 補助金を申請し、審査で採択された補助金を使用し事業を実施する。 |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none">・市民活動のパワーアップになる。・協働に対する意識付けができ、理解が深まる。・協働事業が促進され新しい公共サービスが生み出される。 |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none">・補助金を申請する段階から行政と協働できるようにする。・公開審査会及び報告会を設ける。 |

④ 事業協力・情報共有

| | |
|-----|--|
| 形態 | 市から物的、人的支援を得て、事業を実施する。 お互いに情報交換し情報を共有する。 |
| 手法 | 公共財産（施設、備品等）を使用する。市から人的支援を受ける。市からのPR（広報・ホームページ掲載、報道関係連絡他）、市の後援を受ける（「共催、後援等承認申請書」の提出） |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none">・市の協力により事業のPRができる。・市からの人的・物的支援により、団体の活動内容がより充実する。・情報交換により、お互いの活動が充実する。・名義使用ができ活動の社会的信用が増す。・市が市民ニーズや地域の課題を把握する手助けとなる。 |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none">・事業の公益性を判断する必要がある。・お互いの協力範囲を明確にし、責任の所在を明らかにする必要がある。・情報の扱いに注意し、提供する情報の選択と時期の考慮が必要。 |

⑤ 実行委員会

| | |
|-----|--|
| 形態 | 各種団体と市で構成された実行委員会が主催者となって事業を行う。 |
| 手法 | 事業に関係する団体で会を作り、事業計画を作成し、それぞれに役割分担し事業を実施する。 |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none">・事業計画、実施に当たり、専門性や地域性といった団体の特性やネットワークを活かすことで、市民ニーズに即応した事業や斬新な発想の事業展開ができる。・さまざまな主体の協力が可能であり、参加団体の持つ互いのノウハウが活用され、交流連携が図られる。・お互いの責任、役割分担や経費負担が明確になる。 |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none">・各構成団体間で十分な意見交換を行い、目的と情報の共有化を図るなど十分な合意形成を行う必要がある。 |

⑥ 共催（共同運営）

| | |
|-----|--|
| 形態 | お互いが主催者となり、共同で一つの事業を行う。 |
| 手法 | 市の共催をうけるには「共催、後援等承認申請書」を提出する。 一つの事業をお互いが共に計画し役割を分担し実施する。 お互いの経費負担も明確にする。 |
| 効果 | ・事業計画や実施にあたり、団体の専門性や地域性といった特性を活かすことで、市民ニーズに応じた事業や新たな発想の事業展開ができる。 |
| 留意点 | ・事業の計画段階から参画を図り、事業目的の明確化と情報の共有を図ることが重要。 ・お互いが対等の立場で役割分担を負い、協定書等で相互の責任の範囲や経費分担を明確にしておく必要がある。 |

⑦ 補助・助成

| | |
|-----|---|
| 形態 | 市・県・国・財団の補助金、助成金を使用して事業を実施する。 |
| 手法 | 申請書（予算書、計画書）、報告書（決算、実績）を提出する。 |
| 効果 | ・市ができないきめ細やかな公共サービスを提供する事業を実施でき、多様な市民ニーズに対応できる。 |
| 留意点 | ・団体の自律性を尊重し行政依存とならないように、期間を限定するなどの工夫をする必要がある。 |
| | |

⑧ 受託（委託）

| | |
|-----|---|
| 形態 | 市が責任を持って担うべき事業をより効果的に実施するために受託する。 |
| 手法 | お互いに委託契約を結び、仕様書のもとに事業を実施する。 |
| 効果 | ・団体が持つ特性・専門性を発揮させることにより、より市民ニーズにあったきめ細やかなサービスを提供できる。 |
| 留意点 | ・効率性やコスト低減の面からのみ受託を受けることは、単なる行政の下請化につながるおそれがある。 ・自主性が発揮される効果的な事業ができるように、仕様書の作成にあたってはお互いで十分に意見交換をする必要がある。 ・必要に応じて協定書を作成する。 ・事業実施の過程においても、頻繁に情報を交換し、共に知恵を出し合って問題解決にあたり、開かれた形で事業が実施されるようにする必要がある。 |

第4節 協働事業の評価

1. 評価の重要性

事業実施後の評価（Check）は、その結果を次の協働事業に反映し、改善を図るために必ず必要です。

評価しそれを公表することで協働事業の信頼性を高め、透明性を確保し、行政は市民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこともできます。

これまで PLAN、D0、についてどのように進めるのか述べてきましたが、第1節第2項「協働の現状評価」の後段で、現状評価や分析結果は「計画の段階から貴重な情報、データとして役立てることができると表しましたが、このことは協働事業の評価にも密接に関係しています。

計画するという事は、先ず目的を明確にすることから始まります。目的は単に一言または短い一文で示すのではなくて、具体的に理解されやすく、論理的に示されるべきで、可能な限り数値で示されるべきです。さらに重要なことは、目的が実現されたかどうかを評価できる基準や、その方法を予め計画の段階から明らかにしておくことです。つまり評価基準の決定であり、その基準は、市民サービスの満足度を図ることができるものでなければなりません。

形容詞や形容動詞で表現される事業の目的においては、具体的な数値目標を示すことが困難であるため、代わりの評価基準を考えなければなりません。この段階で重要な役割を果たすのが、先に述べた現状評価で得た情報、データの活用です。このような情報やデータを分析して、統計的な手法などを用いて評価します。

このような手法を使っても困難な場合には、聞き取り調査やアンケート調査によって事業評価が行なわれることもあります。

以上は、計画の段階で具体的な目標の設定と同時に、その評価の基準・方法を予め決定しておくということが極めて重要であるということを強調しています。

協働事業によってもたらされる公共サービスに対し、市民が満足しているかどうかを把握する上で、事業評価は重要な役割を果たします。企業であればサービスや製品の売れゆきで、顧客満足を知ることができます。逆に顧客はサービスや製品に満足できなければ他に代替先を求めることができます。

しかし公共サービスではそれができなくて、満足しても満足しなくても公共サービスの提供先を変更することができません。したがって、公共サービスに対する市民満足度を把握するため、事業の成果を客観的に科学的に評価できるよう努めなければなりません。

2. 評価の方法

評価は協働の担い手の両者がそれぞれに同様の基準で評価し、それを持ち寄って話し合う必要があります。場合によっては第三者の評価も必要です。

評価基準策定に当たっては、次のような項目が考えられます。

- ①事業の目的は達成したかどうか（予め設定した評価基準を達成したかどうか）
- ②事業の効率化が図られたかどうか
- ③市民のニーズに応じられたかどうか
- ④市民サービスが向上したかどうか
- ⑤協働は有効だったかどうか
- ⑥協働の形態は適切だったか
- ⑦協働の相手方の選定は適切だったかどうか
- ⑧団体の特性が発揮できたかどうか

資料編の評価シート（*）を参考にしてください。

留意点

○事業終了後に事業の成果をこれらの項目に従って評価するのではなく、事業計画の段階から評価基準、評価方法を明確にしておくことが協働事業を成功させるポイントです。

3. 評価を行なった結果

Check から Action にステージは移りますが、ここでは評価結果に基づいて次に進むべき方向や目標が明確になるよう実効のある論議が必要になります。協働事業の成果について評価を行なうとともに計画の段階から、成果が得られた段階までのプロセスについても多面的に評価を行なわなければなりません。成果やプロセスの評価結果は、次の事業にフィードバックすると同時に、公開することはもとよりデータベース化を図って、これからの協働事業の推進に活用できるようにします。

第5節 財源

協働を進めるにはその資源の一つである財源も必要となります。団体の自主財源や県・市の補助金、助成財団の助成金などを活用できます。

1. 県・市関係（例）

- ・ 福井県地域活動スタート促進事業補助金
- ・ 福井県ワクワクチャレンジプランコンテスト
- ・ 越前市地域自治振興事業交付金
- ・ 越前市協働たねまる活動補助金
- ・ 越前市地域貢献活動支援補助金
- ・ 越前市コミュニティ助成事業補助金

2. 助成財団等の助成金

ふくい県民活動・ボランティアセンターのホームページでは、助成金等の情報が掲載されています。

【ふくい県民活動・ボランティアセンター】

<https://info.pref.fukui.lg.jp/danken/npo/index.php>

【全国の助成金情報のリンク集】

NPOWEB <https://www.npoweb.jp/>

公益財団法人助成財団センター <https://www.jfc.or.jp/>

3. 自主財源

会費、事業参加費、事業収益金、寄付金

第6節 協働を推進する体制

市民と行政の協働を全庁的に推進するため、越前市の行政内組織として協働推進本部を設置しています。

1. 協働推進本部（行政内組織）の設置

協働の目的がよりよい市民サービスの提供であることから考えて、協働の中心の担い手となるのは行政です。市役所全体で取り組む必要があることから、市に協働推進本部を設置しています。（越前市協働推進本部設置訓令）

職員研修等を通して協働の視点の浸透を図るとともに、横断的な連携体制で推進するため、市民協働課が調整役となり実行性のある組織を目指します。

- ・協働推進本部は、市の部長会議のメンバーで構成し、協働を推進するための施策決定、協働事業の進捗状況把握・評価を行います。
- ・総務部長と政策推進幹で構成する幹事会では、施策案調整や進行管理を行います。
- ・協働推進員（各課長等）が、協働を推進するための施策を実施します。

2. コーディネーター、中間支援組織の育成

協働を推進するには、実際の協働事業が実施される現場を把握し、アドバイスやパートナーテーブルへの参加、市民と行政のコーディネートを行う中間支援の役割が重要となります。

行政は、NPO法人や自治振興会等とのフォーラムや行政内部の研修会（協働事業の事例研究など）の開催などにより、中間支援組織、コーディネーターの育成に努めます。



資料編

| | | |
|----|---------------|----|
| 1. | 越前市自治基本条例 | 35 |
| 2. | 企画書 (例) | 40 |
| 3. | 検討チェックシート (例) | 41 |
| 4. | 評価シート (例) | 42 |
| 5. | 用語解説 | 43 |

1. 越前市自治基本条例

越前市自治基本条例

平成17年10月1日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 市民自治の基本理念(第4条)

第3章 市民と市民自治(第5条・第6条)

第4章 市民自治活動(第7条—第10条)

第5章 市議会(第11条)

第6章 市政運営(第12条—第15条)

第7章 住民投票(第16条・第17条)

第8章 市民自治推進委員会(第18条)

附則

越前市の豊かな自然環境は、わたしたちの生活に安らぎと潤いをもたらし、先人の英知と努力は、地域に産業を興し、輝かしい伝統や文化を培ってきました。

わたしたち市民は、この郷土を、希望を持って学び、働き、そして新しい命を育み、幸せに暮らすことができるまちとして発展させるとともに、日々の暮らしにおいては環境に配慮しつつ、将来にわたり持続可能な社会を目指さなければなりません。

市は、これまで、情報公開、個人情報保護、循環型社会の推進、男女共同参画や地域自治振興をはじめとする諸制度を整えながら、市民とともに考え行動していく協働の芽を育ててきました。

いま、社会の変革と分権型社会への移行とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民であっても、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい自治の在り方が求められています。

わたしたち市民は、多様な社会経験と創造的な活動を生かし、ひとりの市民として、また組織の一員としてまちづくりにかかわる中で、市民自治を確立しなければなりません。

こうした認識のもと、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを決意し、ここに越前市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め

1. 越前市自治基本条例

ることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例を越前市の自治の基本となる条例として位置付け、その原理に基づき他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たらなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、勤め、若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体をいいます。
- (2) 参画 政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (3) 協働 共通の目的を持って課題解決を図ろうとするものが、それぞれの特性を尊重し、対等な立場で協力し取り組むことをいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益活動を行います。
- (5) 町内会 町、字等の区域を単位とした自治組織をいいます。
- (6) 地区組織 おおむね小学校の通学区域を単位とした自治組織をいいます。

第2章 市民自治の基本理念

(市民自治の基本理念)

第4条 わたしたち市民は、市政に関する情報を共有し、自らの判断と責任の下に市政に参画し、協働することを基調とした市民自治を確立することを目指します。

第3章 市民と市民自治

(市民の権利)

第5条 わたしたち市民は、市民自治の主体であり、市政に参画し、その意思を表明する権利を有します。

2 わたしたち市民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。

(市民の責務)

第6条 わたしたち市民は、市民自治の主体であることを自覚し、自らの発言及び行動に責任を持ち、市民自治を確かなものとするよう努めます。

第4章 市民自治活動

(市民自治活動の原則)

1. 越前市自治基本条例

第7条 わたしたち市民は、家庭、職場及び地域社会の中で、市民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動します。

2 わたしたち市民は、市民自治活動において、男女が共に社会の対等な構成員としてその個性及び能力を発揮するものとします。

3 わたしたち市民は、同様の目的を有する個人及び組織との連携及び情報交換に努め、互いの活動を尊重します。

4 市民自治活動を行う団体は、民主的かつ自主的運営を行います。

(社会貢献活動)

第8条 わたしたち市民は、NPO(民間非営利組織)、ボランティア等による市民自治活動を通じ、それぞれの適切な役割のもとで社会貢献に努めます。

(地域の自治)

第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。

(市民自治活動の支援)

第10条 市は、市民自治活動が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めるものとします。

2 市は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、市民との相互理解を深め、信頼関係を築くよう努めるものとします。

3 市は、その行政活動のうち、市民自治活動の特性を生かすことがより効果的であると判断される分野については、積極的に協働の機会を拡充するよう努めるものとします。

4 市は、市民自治活動を促進するため、情報の提供、相談、専門家の派遣その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

第5章 市議会

(市議会)

第11条 市議会は、市民の意思を代表し、議決権、調査権等を持つ合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与するものとします。

2 市議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報の公開及び市民との情報の共有に努めるものとします。

1. 越前市自治基本条例

3 市議会議員は、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるものとします。

第6章 市政運営

(市長の責務)

第12条 市長は、この条例を遵守し、市民自治の推進に努めるものとします。

2 市長は、総合的かつ計画的な市政の方針を明示し、その実現に向け職員を適切に指揮監督するとともに、職員の能力の向上を図り、効率的な行政運営に努めるものとします。

3 市長は、常に行政機構を見直し、機能的で簡素な組織づくりに努めるものとします。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民自治の本質を理解して、誠実に、公正かつ効率的な職務の遂行に努めるものとします。

(情報の公開及び提供)

第14条 市は、その保有する情報の積極的な公開及び提供を行うことにより、市民との情報の共有に努めるものとします。

2 市は、公正で透明な市政の実現を図るため、適切な時期に市政について分かりやすく市民に説明する責任を果たすものとします。

3 市は、情報の公開及び提供に際し、個人の権利及び利益が侵害されることがないように個人情報保護に必要な措置を講ずるものとします。

(行政評価)

第15条 市は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、適切な評価を行い、その結果を事後の施策に反映させるよう努めるものとします。

第7章 住民投票

(住民投票の請求又は発議)

第16条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

(住民投票の実施)

第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。

1. 越前市自治基本条例

2 前条第3項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。

(1) 市内に住所を有する年齢満18年未満の日本国籍を有する者

(2) 市内に住所を有する外国人(永住者、定住者等)

3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。

4 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

(平28条例10・一部改正)

第8章 市民自治推進委員会

(市民自治推進委員会)

第18条 市は、市民自治活動及び市民参画の推進を図るため、市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとします。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。

4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重するものとします。

5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による10人以内の委員をもって構成し、当該委員は、市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。

7 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 委員会に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市自治基本条例(平成16年武生市条例第33号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月18日条例第10号)

この条例は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号)の施行の日から施行する。

2. 企画書（例）

協働事業企画書

| | | |
|----------|---|--|
| 事業名 | | |
| 事業目的 | | |
| 実施主体（主催） | | |
| 協力団体等 | | |
| 事業内容 | 概要 | |
| | 対象者・人数 | |
| | 実施時期 | |
| | 実施場所 | |
| | その他 | |
| 事業費 | <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 概算 | |
| | 【収入】 | |
| | 【支出】 | |
| | 合計 円 | |
| 団体概要 | 団体名 | |
| | 代表者氏名 | |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

3. 検討チェックシート（例）

協働事業導入の検討チェックシート（例）

| 項目 | どちらかに○をつける | |
|--|---------------------------------|-----|
| 1. 協働にふさわしい事業かどうか | | |
| ①地域の实情に合わせる必要がある事業 | はい | いいえ |
| ②きめ細かで柔軟な対応が求められる事業 | はい | いいえ |
| ③広く市民の参加や実践を求める事業 | はい | いいえ |
| ④市民が主体的に関与することがのぞまれる事業 | はい | いいえ |
| ⑤団体の専門性が発揮できる事業 | はい | いいえ |
| ⑥これまで行政が取り組んだことのない先駆的事业 | はい | いいえ |
| 2. 協働事業導入の確認事項 | | |
| ①市民ニーズが高いかどうか | はい | いいえ |
| ②市が関わるべき事業かどうか | はい | いいえ |
| ③自治振興会・NPOの特性が活かせるかどうか | はい | いいえ |
| ④協働事業のパートナーとなり得るNPOが存在するか | はい | いいえ |
| ⑤協働により市民サービスが向上するか | はい | いいえ |
| ⑥協働により事業の効率化が図られるか | はい | いいえ |
| ⑦地域社会の活性化につながるか。 | はい | いいえ |
| ⑧協働した場合のメリットがデメリットより大きい | はい | いいえ |
| ⑨協働すること自体を目的としていないかどうか | はい | いいえ |
| 3. 協働相手の選定時の確認事項 | | |
| ①事業の遂行能力がある | はい | いいえ |
| ②運営が健全である（経理の適切性や収支の安定性） | はい | いいえ |
| ③運営の透明性がある（定款、規約、事業報告書、収支報告書などの積極的な公開） | はい | いいえ |
| 検討結果 | * 「はい」の数が10以上が最適、5～9が適当、4以下は不適当 | |
| 協働事業導入 | 最適 / 適当 / 不適当 | |

4. 評価シート（例）

協働事業評価シート（例）

| 項目 | 十分に (3) | ふつう (2) | あまり (1) | いいえ (0) |
|---|------------|------------|------------|------------|
| 1. 計画段階 | | | | |
| ①事業の目的を明確にし、共有したか | | | | |
| ②協働の意義・効果を十分に検討し、共有したか | | | | |
| ③協働の相手方を選ぶ手続きは適当であったか | | | | |
| ④事業計画を双方協議のうえ作成したか | | | | |
| ⑤双方の役割分担を明確化し、共有したか | | | | |
| 2. 実施段階 | | | | |
| ①双方の役割分担を十分に果たしたか | | | | |
| ②受益者からの意見を聞いたか | | | | |
| ③事業の進捗状況や関連情報を共有したか | | | | |
| ④課題の発生に、双方の立場から適切に対応したか | | | | |
| ⑤事業の変更は双方で十分に議論し柔軟に対応したか | | | | |
| 3. 振り返り段階 | | | | |
| ①事業の目的は達成できたか | | | | |
| ②事業の効率化が図られたか | | | | |
| ③市民のニーズに応じられたか | | | | |
| ④市民サービスが向上したか | | | | |
| ⑤協働は有効だったか | | | | |
| ⑥協働の形態は適切だったか | | | | |
| ⑦協働の相手方の選定は適切だったか | | | | |
| ⑧団体の特性が発揮できたか | | | | |
| ⑨双方で事業を振り返り、改善点・改善案を話し合ったか | | | | |
| ⑩振り返りの結果を公表したか | | | | |
| 合計点数 | | | | |
| 評価結果 A:51~60 B:41~50 C:21~40 D:20以下 | A | B | C | D |

5. 用語解説

| 初出頁 | 用語 | 解説（用語の意味） |
|-----|----------|--|
| 2 | 自立と自律 | 自立とは、「他の助けや支配なしに自分一人の力で物事を行うこと。ひとりだち。独立」、自律とは「他からの支配や助力を受けず、自分の行動を自分の立てた規律に従って正しく規制すること」。「自律」の方が「自己決定・自己責任」のもとに行動するという意味合いが強い。 |
| 2 | 資源 | 人間の生活・経済活動・社会活動のために利用できる、自然・人・物・情報など、価値を生み出すためのあらゆる要素のこと。 自然資源…自然界に存在し、生活や産業の基盤となるもの 人的資源…人が持つ能力・労働力・知識・経験など 社会資源…社会が持つ制度・サービス・組織など 経済資源…生産活動に使われる財や仕組み、技術など 文化的資源…地域が持つ文化・伝統・歴史・芸術など |
| 2 | 市民サービス | 市民の生活の安定・安全・利便性の向上を目的として提供されるサービスの総称。このガイドラインでは「市民サービス」は「公共サービス」も含む広い意味となる。 |
| 4 | 地方分権改革 | 国（中央政府）が持っていた権限や財源・役割を、地方公共団体（都道府県・市区町村）へ移し、地域に必要なことを地域が自ら決め、実施できるようにする仕組みのこと。 平成7年地方分権推進法施行、平成12年地方分権一括法施行 |
| 6 | NPO法人 | 特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得した、不特定多数の利益のために活動する非営利団体。 内閣府NPOホームページ http://www.npo-homepage.go.jp |
| 6 | 市民活動団体 | 市民活動団体とは、市民が自主的・主体的に地域課題の解決や公益的な目的のために活動する、非営利の民間組織。（ボランティアグループ、任意団体、NPO法人など） |
| 7 | 公共サービス | 公的機関が、社会全体の利益と生活の安定・安全を確保するために提供するサービスの総称。 このガイドラインでは「公共サービス」は「公共的サービス」（「公共性はあるが民間でも提供できるサービス」）も含んだ新しい公共という意味を持つ。 |
| 10 | 現地現場主義 | 市政の課題を解決するために、まずその現場の状況を確認し、課題に直面している現地で市民の生の声に触れ、その声に学びながら課題解決のための政策を立案するという行動指針。 |
| 11 | 横浜コード | 横浜市市民活動推進検討委員会報告（平成11年3月）の「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」（横浜コード）に協働の原則として「対等」、「自主性尊重」、「自立化」、「相互理解」、「目的共有」、「公開」の6つをあげている。 |
| 13 | コーディネーター | 物事の調整・まとめ役をする人。このガイドラインでは市民と行政の架け橋となる役を担う人。 |

5. 用語解説

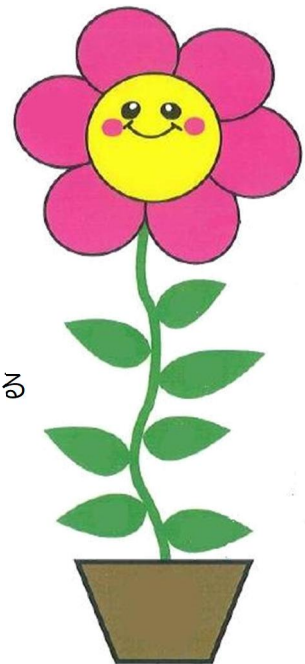
| | | |
|----|------------------|---|
| 19 | 特定非営利活動法人のつぼえちぜん | 市民活動交流室の利用登録団体の連絡協議会として2002年に発足。令和8年3月末現在44団体と8個人。 越前市内における団体同士の連絡ネットワークを構築し、団体同士の交流や活動支援、市民活動に関する情報収集・提供などの普及啓発を目的とした事業を展開。 ホームページ https://npo-echizen.jp/ |
| 21 | PDCAサイクル | 計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。らせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的に業務改善を推進する。 |



協働の種を見つけ、



たねまる（協働）を育て、



協働の花を咲かせる

越前市協働ガイドライン

2008年8月 初版
2026年3月 一部改訂

越前市市民自治推進委員会
(事務局) 越前市総務部市民協働課